

令和7年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和7年7月17日
東京都

デジタルサービス局は令和3年4月に設置されて以降、都庁内外のユーザーに向けて質の高いデジタルサービスを提供するため、デジタルを活用した都政のQOS（クオリティ・オブ・サービス、サービスの質）を飛躍的に向上させる旗振り役・牽引役を担っています。

様々な都政課題への対応が求められる中、引き続きDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進体制を確保するため、本選考において、主任として即戦力で活躍していただける方を募集しています。

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。「1 選考職種、採用予定人員等」に記載の各区分はそれぞれ別の採用選考となりますが、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申し込み、個別面接を受験する必要があります。

1 選考職種、採用予定人員、受験資格 等

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。
- ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員、派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

【区分①・事務職（ＤＸ推進）】

職種・職層	事務職・主任
採用予定人数	１名
配属予定先	デジタルサービス局デジタル基盤部デジタル基盤課クラウドインフラ担当
業務内容	クラウドインフラ整備に係る以下の業務を行う。 ○国、各自治体、各局及びシステムベンダーとの連絡調整 ○要件定義、設定のための方針の決定 ○クラウドインフラ構築に関するドキュメント類の作成 ○クラウドインフラ導入に係る移行計画の策定
受験資格	(１) 主任級として任用するに当たり必要な実務経験（４大卒の場合５年以上）を積んでいること。 (２) 民間企業や自治体等において、以下ア及びイの業務に従事した実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上（下記の別表に記載の年数以上）あること。ただし、アの実務経験は必須とする。 ア デジタル関連の企業又はその他の企業等や自治体におけるデジタル関連部門における実務経験 イ デジタル関連企業又はその他の企業等や自治体におけるデジタル関連部門において、社内や外部向けに企画や提案を行った実務経験があること。
望ましい要件・求められる知識等	○主にクラウドインフラについての知識経験を有すること ○新たなＤＸ推進施策の策定に向けた柔軟な発想や企画力、提案力を有していること ○以下については、必須の受験資格ではないが、有しているとなお望ましい。 ・ITパスポート
任期（※）	令和７年１０月１日から令和９年３月３１日まで
勤務場所	東京都庁本庁舎（東京都デジタルサービス局）他近隣サテライトオフィス

【区分②・事務職（情報通信）】

職種・職層	事務職・主任
採用予定人数	１名
配属予定先	デジタル基盤部デジタル基盤運用課ネットワーク基盤担当
業務内容	通信関連業務に係る以下の業務を行う。 ○各局及びシステムベンダーとの連絡調整 ○本庁舎フロアネットワーク整備・運用 ○次期ネットワーク更改に向けての企画、要件定義等
受験資格	(１) 主任級として任用するに当たり必要な実務経験（４大卒の場合５年以上）を積んでいること。 (２) 民間企業や自治体等において、以下ア及びイの業務に従事した実務経験が、通算して学歴区分に応じた年数以上（下記の別表に記載の年数以上）あること。ただし、アの実務経験は必須とする。 ア 情報通信分野の企業等における実務経験

	イ デジタル関連企業又はその他の企業等や自治体におけるデジタル関連部門において、社内や外部向けに企画や提案を行った実務経験があること。
望ましい要件 ・求められる知識等	○通信機器やWi-fi ネットワークの接続、クラウドインフラ等の情報通信分野などの知識経験を有すること。 ○新たなDX推進施策の策定に向けた柔軟な発想や企画力、提案力を有していること。 ○以下については、必須の受験資格ではないが、有しているとなお望ましい。 ・IT パスポート
任期（※）	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで
勤務場所	東京都庁本庁舎（東京都デジタルサービス局）他近隣サテライトオフィス

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
- なお、以下の方は除きます。

- ・教育公務員※1
- ・東京都職員（任期付職員※2、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和7年9月30日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な職務経験年数
	主任
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業	5年以上
・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	7年以上
・高等学校の卒業	9年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを

確認するための証明書類を提出していただきます（５「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

2 選考方法

(1) 第１次選考

書類選考	履歴書、職務経歴調書、エントリーシート等による審査
------	---------------------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第１次選考合格者には第１次選考合格通知兼第２次選考案内を電子メールで送付します。
- ◎ 職務経歴調書には「１ 選考職種、採用予定人数、受験資格等」に記載している受験資格に該当する経験・知識等について必ず記載してください。

(2) 第２次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述考査は第１次選考合格者に対してのみ行います。

3 申込手続

受付期間	令和７年７月１７日（木）午前１０時から令和７年８月６日（水）正午まで
申込方法	下記URLへアクセスし、採用情報ページの「インターネットによる申込方法」の案内に従ってすべての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください（郵送及び窓口での申込みは受け付けません）。 <URL> https://logoform.jp/form/tmgform/1121252 <注意事項> ・期間中に正常に到達したものを有効とします。電子申請 Logo フォームのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。 ・システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問合せにはお答えできません。Logo フォームのヘルプデスクをご利用ください。

- ◎ 第２次選考実施日の３日前までに、第１次選考の結果が届かない場合は、デジタルサービス局総務部総務課人事担当までお問合せください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（院卒の場合は、大学の卒業証明書が併せて必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（所定様式有）を提出していた

できます（原則**合格通知後すぐに**、メールへのデータ添付により速やかにご提出をお願いいたします。）。
在職証明書については所定の様式に記載が必要となります。**様式についてはデジタルサービス局の HP の採用募集ページよりダウンロードしてください。**

5 採用選考に係る日程等について

第 1 次選考結果通知	令和 7 年 8 月 19 日（火）まで ※第 2 次選考の 3 日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第 2 次選考実施日	令和 7 年 8 月 23 日（土） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和 7 年 8 月下旬 ※第 2 次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

6 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。（非常勤職員、アルバイト等の勤務経歴や東京都の事務職と異なる職務内容に従事していた期間は、加算割合を減じるなどの調整を行います。）

以下は、4 年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5 年	約 306,900 円

- ◎ この初任給は、令和 7 年 3 月 31 日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和 7 年 4 月 1 日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1 年間に 20 日、8 月採用の場合は 10 日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都デジタルサービス局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 12階北側

【ホームページ】

<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/recruitment>

【問合せフォーム】

<https://logoform.jp/form/tmgform/1121377>

【交通案内】

新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅（都営大江戸線）直通